

板橋区認知症初期集中支援事業実施要綱

(平成28年3月11日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45号第2項第6号に規定する地域支援事業として、認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「認知症地域支援推進員」とは、国が実施する研修を受講し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う者をいう。
- (2) 「認知症サポート医」とは、国が実施する研修を受講し、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役、医師会と地域包括支援センターとの連携づくりを担う者をいう。

(実施主体)

第3条 実施主体は、板橋区（以下「区」という。）とする。

(実施内容)

第4条 支援チームは第1条の目的を達成するため次の各項に定める事業を実施する。
ただし本条第4項に定める事業は、区が自ら実施する。

- 2 支援チームに関する普及啓発
- 3 認知症初期集中支援の実施
 - (1) 対象者の把握
 - (2) 情報収集及び観察・評価
 - (3) 初回訪問時の支援
 - (4) 専門医を含めたチーム員会議の開催
 - (5) 初期集中支援の実施
 - (6) 引き継ぎ後のモニタリング
 - (7) 支援実施中の情報共有

- (8) 記録等の保管
- 4 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置
 - (1) 支援チームの設置及び活動状況の検討
 - (2) 医療・保健・福祉に関わる関係者等から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」の設置

(訪問支援対象者)

第5条 訪問支援対象者（以下「対象者」という。）は、原則として、区内に住所を有する40歳以上で、在宅で生活しており、認知症が疑われる人または認知症の人で次の各項のいずれかに該当する者とする。

- 2 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - (2) 継続的な医療サービスを受けていない者
 - (3) 適切な介護サービスに結び付いていない者
 - (4) 介護サービスが中断している者
- 3 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者のうち、支援チームが携わることが適当であると認める者

(認知症初期集中支援チーム員構成)

第6条 認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）は専門職2名以上及び医師1名の計3名以上の専門職で編成する。

- 2 前項で規定する専門職2名以上とは次の各号の全てを満たす者とする。
 - (1) 「保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等」の医療・保健・福祉に関する国家資格のいずれかを有する者
 - (2) 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者
- 3 前各号の全てを満たす専門職は、国が実施する「認知症初期集中支援チーム員研修」（以下「チーム員研修」という。）を受講し、必要な知識・技能を習得するものとする。ただし前各号の全てを満たす専門職がチーム員研修の受講が困難な場合は、他のチーム員または区に配置されている認知症地域支援推進員の資格を有するものがチーム員研修を受講済みであれば、当該研修の受講内容を支援チーム内で共有することで、当該研修を受講していないチーム員の参加も可能とする。
- 4 同条第1項で規定する医師1名とは、日本老年医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である者とする。
- 5 前項を満たす医師の確保が困難な場合は、次の各号に定める医師もチーム員として

認めることとする。

- (1) 日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であり、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者。
- (2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者。ただし認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。

(支援チームの配置)

第7条 支援チームは、区が指定した地域包括支援センターに配置することとする。

(チーム員の役割)

第8条 第6条で定める専門職は、目的を果たすため区の定める方式による対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

2 第6条で定める医師は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応需する。

3 訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問については原則として医療系職員と介護系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問することとし、初回の訪問による観察・評価票の記入は、保健師又は看護師のいずれかとする。

(委託)

第9条 区長は本事業を円滑に実施するため、認知症サポート医の養成について適切な事業の運営が確保できると認められる者に委託することができる。

(委嘱)

第10条 第6条第4項及び第5項に該当する医師は、区長が委嘱する。

(留意事項)

第11条 本事業を実施する際は次の各号に定めることに留意する。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例施行規則（平成9年板橋区規則第19号）を踏まえ、対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期するものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 本事業の実施に当たっては、「認知症初期集中支援チーム員研修テキスト」（国

立研究開発法人国立長寿医療研究センター)を参考とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。